

## 国立大学法人鹿児島大学職員退職手当規則

平成16年4月1日  
制 定

### (趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第63条第2項及び国立大学法人鹿児島大学職員就業規則(平成16年4月1日制定。以下「職員就業規則」という。)第64条並びに国立大学法人鹿児島大学船員就業規則(平成16年4月1日制定。以下「船員就業規則」という。)第79条の規定に基づき、国立大学法人鹿児島大学の職員が退職し、又は解雇された場合に支給する退職手当の基準を定めるものとする。

### (退職手当の支給等)

第2条 この規則の規定による退職手当は、職員(職員就業規則第3条第1項第5号、第6号の職員及び第22条の規定により採用された職員並びに船員就業規則第22条の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)が退職し、又は解雇された場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 この規則の規定による退職手当は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で、直接この規則の規定によりその支給を受けるべき者に支払うものとする。ただし、別に定める確実な方法により支払う場合は、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、法令で定められたもの及び労働基準法(昭和22年法律第49号)第24条第1項後段の規定による労使協定で定められたものについては、退職手当の一部を控除して支払うことができる。

4 この規則の規定による退職手当は、職員が退職し、又は解雇された日から起算して1月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

5 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第9条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第10条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

### (自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の本給月額(以下「退職日本給月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110

(3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160

(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200

(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160

(6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気(国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第81条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者に限る。以下「傷病」という。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60

(2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80

(3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

### (11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤務し、職員就業規則第18条第1項第2号の規定により退職した者(職員就業規則第18条第1項第3号の期限又は職員就業規則第21条第1項の規定により

延長された期限の到来により退職した者を含む。)並びに船員就業規則第18条第1項第2号の規定により退職した者(船員就業規則第18条第1項第3号の期限又は船員就業規則第21条第1項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)並びに勸奨により退職した者、又はその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で別に定めるものに対する退職手当の基本額は、退職日本給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

- 2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(業務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者で別に定めるもの、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者、25年以上勤続し、職員就業規則第18条第1項第2号の規定により退職した者(職員就業規則第18条第1項第3号の期限又は職員就業規則第21条第1項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)並びに船員就業規則第18条第1項第2号の規定により退職した者(船員就業規則第18条第1項第3号の期限又は船員就業規則第21条第1項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)並びに勸奨により退職した者、又はその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で別に定めるものに対する退職手当の基本額は、退職日本給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(本給月額の減額改定以外の理由により本給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第6条 退職した者の基礎在職期間中に、本給月額の減額改定(国立大学法人鹿児島大学職員給与規則(平成16年4月1日制定。以下「職員給与規則」という)の改定により当該改定前に受けていた本給月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の本給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の本給月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前本給月額」という。)が、退職日本給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日本給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
  - イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日本給月額に対する割合
  - ロ 前号に掲げる額の特定減額前本給月額に対する割合

- 2 前項の「基礎在職期間とは、その者に係る退職(第13条第1項、第14条第4項、第15条第1項、第17条第1項、及び同条第2項の規定に該当するものを除く。)の日以前の期間のうち、次

の各号に掲げる在職期間に該当するものをいう。

- (1) 職員として引き続いた在職期間
- (2) 第 13 条から第 15 条までに規定する在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第 7 条 第 5 条第 1 項に規定する者のうち、定年に達する日の 6 月前までに退職した者であって、その勤続期間が 25 年以上であり、かつ、その年齢がその者に係る定年から 10 年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第 1 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 5 条第 1 項	退職日本給月額	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき退職日本給月額に応じて 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 6 条第 1 項第 1 号	及び特定減額前本給月額	並びに特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき特定減額前本給月額に応じて 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 6 条第 1 項第 2 号	退職日本給月額に、	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき特定減額前本給月額に応じて 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額に、
第 6 条第 1 項第 2 号 口	前号に掲げる額	その者が特定減額前本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給月額を基礎として、第 3 条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(長期勤続者等の退職手当支給率の調整)

第 8 条 当分の間、次の各号に該当する場合には、第 3 条から前条までの規定により計算した退職手当の額にかかわらず、当該各号により計算した額とする。

- (1) 20 年以上 35 年以下の期間勤続して退職した者（傷病によらずその者の都合により退職した者を除く。以下この条において同じ。）に対する退職手当の基本額は、第 3 条から前条までの規定により計算した額に 100 分の 104 を乗じて得た額とする。
- (2) 36 年の期間勤続して退職した者で第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を 35 年として前号の規定の例により計算して得られ

る額とする。

- (3) 35 年を超える期間勤続して退職した者で第 5 条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を 35 年として第 1 号の規定の例により計算して得られる額とする。
- (4) 44 年を超える期間勤続して退職した者で、第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、その者が第 5 条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を 35 年として第 1 号の規定の例により計算して得られた額とする。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第 9 条 第 3 条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日本給月額に 59.28 を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

2 第 6 条第 1 項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第 2 号口に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 59.28 以上 特定減額前本給月額に 59.28 を乗じて得た額
- (2) 59.28 未満 特定減額前本給月額に第 6 条第 1 項第 2 号口に掲げる割合を乗じて得た額及び退職日本給月額に 59.28 から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

3 第 7 条に規定する者に対する前 2 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 9 条第 1 項	第 3 条から前条まで	第 7 条の規定により読み替えて適用する第 5 条及び第 6 条並びに前条
	退職日本給月額	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき退職日本給月額に応じて 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	これらの	第 7 条の規定により読み替えて適用する第 5 条及び第 6 条の
第 9 条第 2 項	第 6 条第 1 項の	第 7 条の規定により読み替えて適用する第 6 条第 1 項の
	同項第 2 号口	第 7 条の規定により読み替えて適用する同項第 2 号口
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第 9 条第 2 項第 1 号	特定減額前本給月額	特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき特定減額前本給月額に応じて 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額

第9条第2項第2号	特定減額前本給月額	特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前本給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
	第6条第1項第2号口	第7条の規定により読み替えて適用する第6条第1項第2号口
	及び退職日本給月額	並びに退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前本給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第7条の規定により読み替えて適用する同号口に掲げる割合

(退職手当の調整額)

第10条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第6条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(職員就業規則第15条又は船員就業規則第15条の規定による休職(業務上の傷病又は通勤による傷病による休職及び国立大学法人鹿児島大学長(以下「学長」という。)が別に定める事由による休職を除く。)、職員就業規則第51条第1項第3号又は船員就業規則第62条第1項第3号の規定による停職、国立大学法人鹿児島大学職員育児休業等規則(平成16年4月1日制定)により育児休業をした期間若しくは国立大学法人鹿児島大学職員介護休業等規則(平成16年4月1日制定)により介護休業した期間その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する期間のあった月を除く。以下「休職月等」という。)を除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 79,200円
- (2) 第2号区分 62,500円
- (3) 第3号区分 54,150円
- (4) 第4号区分 50,000円
- (5) 第5号区分 45,850円
- (6) 第6号区分 41,700円
- (7) 第7号区分 33,350円
- (8) 第8号区分 25,000円
- (9) 第9号区分 20,850円
- (10) 第10号区分 16,700円
- (11) 第11号区分 0円

- 2 退職した者の基礎在職期間に第6条第2項第2号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職制上の段階、職務の級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して別表に定める。

- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- (1) 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの(次号に掲げる者を除く。)第1項第1号から第9号まで又は第11号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第10号に掲げる職員の区分にあっては0として、同項の規定を適用して計算した額
  - (2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は別に定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

- 第11条 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条第5項、第5条、第6条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。
- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
  - (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
  - (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
  - (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540
- 2 前項の「基本給月額」とは、国立大学法人鹿児島大学職員給与規則(平成16年4月1日制定)に規定する本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

(勤続期間の計算)

- 第12条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。
- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの年月数による。
  - 3 職員が退職した場合(第17条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については引き続いて在職したものとみなす。
  - 4 前3項の規定による在職期間のうち休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1(育児休業をした期間については、当該休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間にあってはその月数の3分の1)に相当する月数(現実に職務をとることを要しなかった期間については、その月数)を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
  - 5 国立大学法人鹿児島大学非常勤職員就業規則(平成16年4月1日制定)の適用を受ける職員のうち、その勤務形態が職員に準ずる者(以下「非常勤職員」という。)が、退職手当の支給を受けることなく引き続き職員となったときは、当該非常勤職員の在職期間を職員としての引き続いた在職期間に含むものとする。
  - 6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第3条第1項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。)、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。
  - 7 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(他の国立大学法人等の職員との在職期間の通算)

- 第13条 職員が、引き続いて他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構(以下「他

の国立大学法人等」という。)の職員(独立行政法人宇宙航空研究開発機構にあっては同機構就業規則に規定する教育職職員に限る。以下同じ。)となり、その者の職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当(これに相当する給付を含む。)に関する規定によりその者の当該他の国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規則による退職手当は、支給しない。

- 2 前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、他の国立大学法人等の職員が引き続いて職員となったときにおけるその者の他の国立大学法人等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前項の場合における他の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間の計算については、前条第1項から第4項までの規定を準用する。

(国家公務員等として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例)

第14条 職員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて国若しくは特定独立行政法人(独立行政法人体通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。)若しくは、地方公共団体(退職手当に関する条例において、職員が学長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。)又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。)第7条の2第1項に規定する公庫等(第10条に定める他の国立大学法人等を除き、退職手当に関する規則等において、職員が学長の要請に応じ引き続いて当該公庫等に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている公庫等に限る。以下「国等の機関」という。)に使用される者(以下「国家公務員等」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職(その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等としての在職した場合を含む。)した後引き続いて再び職員となった者の第12条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第12条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、第12条第1項から第4項までの規定を準用する。
- 4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ引き続いて国家公務員等となった場合においては、別に定める場合を除き、この規則による退職手当は支給しない。
- 5 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、第12条第4項の規定にかかわらず職員の引き続いた在職期間に全期間算入するものとする。
- 6 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者第12条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。ただし、別に定める場合においては、この限りでない。

(役員との在職期間の通算)

第15条 職員が、引き続いて国立大学法人等の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。)となり、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の役員の退職手当(これに相当する給付を含む。)に関する規定によりその者の当該国立大学法人等における役員としての勤続期間に通算されることと定められているときはこの規則による退職手当は、支給しない。

- 2 第12条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、国立大学法人等の役員が引き続いて職員となったときにおけるその者の国立大学法人等の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前項の場合における国立大学法人等の役員としての引き続いた在職期間の計算については、第

12 条第 1 項から第 4 項までの規定を準用する。

(役員の有職期間を有する職員の退職手当の額の特例)

第 16 条 引き続き役員の間を有する職員の退職手当の額は、第 3 条から第 11 条までの規定により計算した退職手当の額にかかわらず、当該職員に係る役員の有職期間について、当該役員の業績に応じ、これを増額し又は減額することができる。

(退職手当の支給制限)

第 17 条 退職手当は、次の各号の一に該当する場合には、支給しない。

- (1) 職員就業規則第 51 条第 1 項第 1 号又は船員就業規則第 62 条第 1 項第 1 号の規定による懲戒解雇処分を受けた場合
- (2) 職員就業規則第 24 条第 1 項第 6 号又は第 2 項第 2 号若しくは船員就業規則第 24 条第 1 項第 8 号又は第 2 項第 2 号に該当し解雇された場合
- 2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。
- 3 学長は、退職し、又は解雇された職員に対し、退職手当がまだ支払われていない場合において、当該退職し、又は解雇された職員の在職中の職務に関し、職員就業規則第 51 条第 1 項第 1 号又は船員就業規則第 62 条第 1 項第 1 号の規定による懲戒解雇を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、退職手当を支給しないことができる。
- 4 一般の退職手当のうち、第 10 条の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、第 3 条第 1 項及び第 6 条の規定により計算した退職手当の基本額が 0 である者並びに第 3 条第 2 項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が 9 年以下のもの並びにその者の非違により退職した者のうち別に定めるものには支給しない。

(遺族の範囲及び順位)

第 18 条 第 2 条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちあっては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第 19 条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職し、又は解雇された場合の退職手当の取扱い)

第 20 条 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職し又は解雇されたときは、

退職手当は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、退職し、又は解雇された者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第 21 条 学長は、退職し、又は解雇された職員に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者の逮捕の理由となった犯罪又はその者が犯したと思料される犯罪について禁錮以上の刑が定められているときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

- 2 学長は、前項の規定による退職手当等の支給を一時差し止める処分(一時差止処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 2 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職し、又は解雇された日から起算して一年を経過した場合

- 3 前項の規定は、学長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(退職手当の返納)

第 22 条 学長は、退職し、又は解雇された者に対し退職手当の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき、若しくは在職中の職務に関し懲戒解雇を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させるものとする。

- 2 前項の規定により返納させるべき退職手当の額の範囲、返納の手續その他返納に関し必要な事項は、別に定める。

(端数の処理)

第 23 条 この規則の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた 1 円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(実施規定)

第 24 条 この規則の実施のための手續その他その執行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年 4 月 1 日から平成 16 年 9 月 30 日までの間における第 7 条の規定の適用については、同条中「100 分の 104」とあるのは「100 分の 107」とする。
- 3 平成 16 年 4 月 1 日から平成 16 年 9 月 30 日までの間における第 7 条第 1 項第 2 号の規定の適用については、同項中「36 年」とあるのは「35 年を超え 37 年以下」とする。
- 4 平成 16 年 4 月 1 日から平成 16 年 9 月 30 日までの間における第 8 条の規定の適用については、同条中「59.28」とあるのは「60.99」とする。  
ただし、この間に、第 4 条第 1 項第 4 号の規定により計算した退職手当の額について、第 8 条の規定を適用する場合は、同条中「59.28」とあるのは「60」とする。

- 5 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号。以下「法人法」という。附則第 4 条の規定により職員となった者に対する第 12 条第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の退職手当法第 2 条第 1 項の規定に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 6 前項の職員が退職し、かつ、引き続いて退職手当法第 2 条第 1 項に規定する職員となった場合においては、この規則による退職手当は支給しない。
- 7 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 15 年法律第 117 号）第 2 条の規定による廃止前の国立学校設置法（昭和 24 年法律第 150 号）第 3 条第 1 項に掲げる鹿児島大学（以下「旧鹿児島大学」という。）の職員が、任命権者の要請に応じ、引き続いて地方公共団体又は退職手当法第 7 条の 2 第 1 項に定める公庫等（以下「公庫等」という。）の職員となるため退職し、かつ、引き続き公庫等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の第 12 条第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の退職手当法第 2 条第 1 項に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 8 公庫等の職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて旧鹿児島大学の職員となり、かつ、引き続き旧鹿児島大学の職員として在職した後引き続いて法人法附則第 4 条の規定により職員となり、かつ、引き続いて公庫等の職員となるため退職した場合において、その者の職員としての在職期間が、当該公庫等における在職期間に通算されることと定められているときは、この規則による退職手当は、支給しない。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 職員が新制度適用日（この規則の施行の日（以下「新制度切替日」という。）以後に退職し、改正後の国立大学法人鹿児島大学職員退職手当規則（以下「新規則」という。）による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における本給月額を基礎として改正前の国立大学法人鹿児島大学職員退職手当規則（以下「旧規則」という。）により計算した退職手当の額が、新規則により計算した退職手当の額（以下「新規則等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。
- 3 職員が新制度切替日以後平成 21 年 3 月 31 日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新規則等退職手当額がその者が新制度切替日の前日に受けていた本給月額を退職日の本給月額とみなして旧規則の規定により計算した退職手当の額（以下「旧規則等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新規則等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。
  - (1) 退職した者でその勤続期間が 25 年以上のもの  
次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が 10 万円を超える場合には、10 万円）
    - イ 新規則第 10 条の規定により計算した退職手当の調整額の 100 分の 5 に相当する額
    - ロ 新規則等退職手当額から旧規則等退職手当額を控除した額
  - (2) 新制度切替日以後平成 19 年 3 月 31 日までの間に退職した者でその勤続期間が 24 年以下のもの  
次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が 100 万円を超える場合には、100 万円）
    - イ 新規則第 10 条の規定により計算した退職手当の調整額の 100 分の 70 に相当する額
    - ロ 新規則等退職手当額から旧規則等退職手当額を控除した額

(3) 平成 19 年 4 月 1 日以後平成 21 年 3 月 31 日までの間に退職した者でその勤続期間が 24 年以下のもの

次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が 50 万円を超える場合には、50 万円)

イ 新規則第 10 条の規定により計算した退職手当の調整額の 100 分の 30 に相当する額

ロ 新規則等退職手当額から旧規則等退職手当額を控除した額

4 「新制度切替日」は、施行日とする。

5 新規則第 10 条の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成 8 年 4 月 1 日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 1 項	その者の基礎在職期間	平成 8 年 4 月 1 日以後のその者の基礎在職期間
第 2 項	基礎在職期間	平成 8 年 4 月 1 日以後の基礎在職期間

#### 附 則

1 この規則は、平成 19 年 2 月 23 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

2 基礎在職期間の初日が平成 18 年 4 月 1 日前である者に対する第 6 条の規定の適用については、同条第 1 項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間(平成 18 年 4 月 1 日以降の期間に限る。)」とする。

3 基礎在職期間のうち平成 18 年 4 月 1 日以降の期間に、新制度適用職員及び退職手当法の適用を受ける職員以外の職員としての在職期間が含まれる者に対する第 6 条の規定の適用については、その者が当該在職期間中に受けた本給月額が、同条に規定する本給月額には該当しないものとみなす。

別表(第10条関係)

(イ)

平成18年3月までの期間

区分	調整額月額	一般職 (一) 1	一般職 (二) 2	海事職 (一)	海事職 (二)	教育職 (一)	教育職 (二)	教育職 (三)	医療職 (一) 3	医療職 (二) 4	指定職相当	役員
1	79,200										9号俸以上	6号給
2	62,500										4～8号俸	2～5号給
3	54,150										3号俸以下	1号給
4	50,000	11級		7級 7		5級 9						
5	45,850	10級		7級		5級 10	4級 10	4級 10				
6	41,700	9級		6級 8		5級	4級 13	4級 13	8級	7級		
7	33,350	8級		6級		4級 11	4級 14	4級 14	7・6級	6級		
8	25,000	7級	6級 5	5級		4級	3級 14	3級 14	5級 18	5級		
9	20,850	6級	6級	4級	6級	3級	3級 15	3級 15	5級	4級		
							2級 16	2級 16				
10	16,700	勤続25年以上退職者のみ勸案する 5級 4級	5級 4級 3級 6	3級	5級 4級	2級 12	2級 17	2級 17	4級 3級	3級 2級 19		
11	0	上記以外の者										

(ロ)

平成18年4月以降の期間

区分	調整額月額	一般職 (一)	一般職 (二)	海事職 (一)	海事職 (二)	教育職 (一)	教育職 (二)	教育職 (三)	医療職 (一)	医療職 (二)	指定職相当	役員
1	79,200										6号俸以上	6号給
2	62,500										5号俸以下	2～5号給
3	54,150	10級										1号給
4	50,000	9級		7級 7								
5	45,850	8級		7級								
6	41,700	7級		6級 8		5級	4級 13	4級 13	8級	7級		
7	33,350	6級		6級			4級 14	4級 14	7級・6級	6級		
8	25,000	5級	5級 5	5級		4級	3級 14	3級 14	5級 18	5級		
9	20,850	4級	5級	4級	6級	3級	3級 15	3級 15	5級	4級		
10	16,700	勤続25年以上退職者のみ勸案する 3級	4級 3級 6	3級	5級 4級	2級 12	2級 17	2級 17	4級 3級	3級 2級 19		
11	0	上記以外の者										

- 1 H16.3.31以前は行政職(一)
- 2 H16.3.31以前は行政職(二)
- 3 H16.3.31以前は医療職(二)
- 4 H16.3.31以前は医療職(三)
- 5 総括的業務を行う長
- 6 在級期間が120月超
- 7 本給の特別調整額 種
- 8 本給の特別調整額 種以上
- 9 本給の特別調整額 種かつ期末・勤勉手当の役職加算20%

- 10 期末・勤勉手当の役職加算20%
- 11 期末・勤勉手当の役職加算15%
- 12 期末・勤勉手当の役職加算5%
- 13 本給の特別調整額 種14%以上
- 14 本給の特別調整額 種
- 15 本給の特別調整額 種以上
- 16 経験年数新大4卒後30年以上
- 17 経験年数新大4卒後12年以上
- 18 本給の特別調整額 種以上
- 19 在級期間が360月超